

## 宮崎労働局 働き方改革推進本部 設置要綱

### 第1条（目的）

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、労使の自主的な話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度などこれまでの勤務形態を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「働き方改革」の実現は、平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題である。

こうしたことを踏まえた上で、宮崎県の特性や実情にも配慮しながら、現在の宮崎県に適した働き方改革の実現に向けた取組を強化することを目的とする。

### 第2条（設置）

働き方改革の実現に向けた企業トップへの働き掛けや気運の醸成などの対策を推進するため、宮崎労働局に、働き方推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 第3条（構成メンバー）

- 1 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	労働局長
副本部長	総務部長
同	雇用環境・均等室長
同	労働基準部長
同	職業安定部長
本部長	雇用環境改善・均等推進監理官
同	労働基準部 監督課長
同	職業安定部 安定課長

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、本要綱第3条第1項を変更し、構成員を増員又は減員することができる。

### 第4条（実施内容）

本部は、第1条の目的達成のため次の事項を実施する。

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

(4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

第5条（会議）

- 1 本部長は、必要に応じ会議を招集する。
- 2 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

第6条（庶務）

本部の庶務は、雇用環境・均等室において処理する。

附 則 この要綱は、平成27年1月23日から実施する。

平成28年4月1日一部改正